平成２６年（フ）第１２８号
愛知県東海市加木屋町西御門38番地の13
破産者　中野　月江
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午後４時
平成26年６月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１０号
名古屋市瑞穂区軍水町２丁目16番地
破産者　合資会社丹羽悦
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年８月14日午前10時45分
平成26年６月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０３号
名古屋市北区西味鋺１丁目901番15　グループホームオアシス、住民票上の住所名古屋市西区大野木４丁目176番地
破産者　中川みさを
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年８月７日午前10時40分
平成26年６月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９８号
大阪府東大阪市岩田町６丁目６番４―305号
破産者　勝間　一義
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月１日午後３時
平成26年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４３号
広島市安佐南区長束２丁目１番20―610号
破産者　下石　伸幸
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年８月28日午後２時
平成26年６月18日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８号
北海道旭川市豊岡４条４丁目２番15―404号　サンコーポ４―D
破産者　原　弘治
1　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
2　一般調査期日　平成26年９月18日午後２時
平成26年６月19日　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
石川県輪島市門前町走出６の67番乙地
破産者　表建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
2　一般調査期日　平成26年９月18日午後１時30分
平成26年６月16日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第２１０号
釧路市堀川町５番20号
破産者　株式会社クロスロード
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月17日午後４時30分
平成26年６月18日　釧路地方裁判所

債権者集会招集

平成２５年（フ）第３１６０号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目９番11号
破産者　田川　市郎
1　期日　平成26年９月３日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１００９号
東京都江東区南砂４丁目12―16―703
破産者　畑　温
免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
平成26年６月19日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２６年（フ）第４１８号
福岡県宗像市日の里５丁目１番19棟107号
破産者　日髙　政寛
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０４号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　株式会社町田機動
代表清算人　碇　信市
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２号
本店所在地高知県吾川郡いの町波川1846番地
清算株式会社　いの株式会社
代表清算人　町田　哲夫
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可確定後１か月以内に、清算株式会社の資金から特別清算に必要な費用を控除した残額を協定債権額に応じて按分して支払う。
2　各協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から弁済額を控除した残債権につき、これを放棄する。
3　清算人は、第２項の弁済後、金員が残存した場合や清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金総額から特別清算に必要な費用を控除した残額を協定債権額に応じて按分して支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　第１項及び第３項の各協定債権者への支払に要する費用は、各協定債権者の負担とする。
高知地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１３号
大阪市淀川区新高６丁目６番18号
再生債務者　株式会社徳岡工務店
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年９月16日から平成26年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２６年（再）第１号
静岡市駿河区手越原14番地の３
再生債務者　株式会社すぎはら
決定の要旨　平成26年４月23日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成26年６月17日
静岡地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第５号
愛知県豊田市三軒町８丁目18番地
再生債務者　株式会社ヤマ吾石油
1　決議に付する計画案　平成26年６月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年８月１日午後３時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年７月25日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年７月18日
平成26年６月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再）第６号
愛知県日進市米野木町南山919番地４
再生債務者　有限会社ニットク
1　決議に付する計画案　平成26年４月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年８月１日午後４時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年７月25日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年７月18日
平成26年６月17日
名古屋地方裁判所民事第２部